

和議第132号 平成23年3月9日 原案可決
北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書(案)

北朝鮮が日本人の拉致をはじめて認め、謝罪した平成14年の日朝首脳会談以降、5人の拉致被害者とその家族の帰国は実現したものの、すべての拉致被害者の方々の真相究明及び帰国の実現など、いまだ拉致問題の解決に向けた具体的な道筋がっていない状況である。

これまで、北朝鮮は、我が国の主権ならびに日本国民の生命・安全に関わる拉致問題について、極めて不誠実な態度をとり続けてきた。平成20年8月には、日朝実務者協議における合意に基づき、一旦は北朝鮮が拉致被害者に関する全面的な調査を行うこととなったが、北朝鮮からの一方的な通報により、合意事項が実施されない状況が続いている上、韓国哨戒艦沈没事件や延坪島砲撃事件を引き起こすなど、国際社会に背を向けた強硬姿勢をとり続けており、極めて憂慮すべき状況にある。

拉致事件の発生から30年以上が経過し、拉致被害者並びに家族の方々の置かれている状況を踏まえると、拉致問題の解決は一刻の猶予も許されない。本県においては、拉致問題に対する県民の関心と認識を深めるため、これまで「北朝鮮による拉致被害者救出のための国民大集会in和歌山」の開催や啓発ポスターの掲出、チラシの配布等を行っているが、一日も早い救出を実現するためには、国、地方及び国民が一体となって取り組むことが必要である。

よって、国におかれては、政府認定・未認定にかかわらず北朝鮮によるすべての拉致被害者の安否確認と早期帰国を実現するため、さらなる国際協調を図るとともに、制裁措置と併せて二国間での対話を進めるなど、全力で取り組むよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月9日

様

和歌山県議会議長 谷 洋一

(提出者)

向井嘉久藏

松本貞次

雑賀光夫

角田秀樹

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣臨時代理

内閣官房長官

国家公安委員会委員長

拉致問題担当大臣